

工事費内訳書の取扱いについて

建設工事（一般競争入札（総合評価案件を含む）及び指名競争入札）に係る入札に際して提出を求めている工事費内訳書（以下「内訳書」という。）について下記のとおり取扱いますのでお知らせいたします。

なお、本取扱は、平成27年4月1日以降に通知する建設工事について実施します。

記

1.内訳書の提出について

電子入札システムによる入札については、入札金額に対応する内訳書を添付してください。（内訳書の添付が無い場合入札が出来ないようになっています。）

郵便入札による入札については、入札日までに入札書と内訳書を同じ封筒に入れて投函してください。

なお、内訳書の様式については、設計書による発注の場合は真庭市指定の様式を使用し、仕様書による発注の場合は任意の様式を使用してください。

再入札の場合は、内訳書の提出は求めません。

2.内訳書の審査

予定価格内かつ最低制限価格（総合評価方式一般競争入札の場合は失格基準価格）以上で最低額の方を「落札予定者」とし、その方の内訳書のみ審査することとします。

審査の結果、内訳書が別表に掲げる事項に該当する場合には、真庭市競争契約入札心得第9条第10号に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」に該当するものとして入札を無効としますので内訳書の記載にあたっては、違算・記入漏れ等がないようくれぐれも注意してください。

この場合は、2番札の方を落札予定者とし、その方の内訳書を審査します。

別表

1. 未提出又は未提出と同等と認められる場合
 - (1) 入札書と同時に内訳書が提出されなかった場合（再入札の場合を除く。）
 - (2) 他の工事の内訳書が提出された場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合
業者名、総額、内訳の一部又は全部の記載がない場合
3. 記載事項に誤りがある場合
内訳書の合計金額が入札書に記載された入札金額に対応していないと認められる場合